

# 1 8 公立幼稚園の設置認可

## □ 概説

1. 学校の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項は、次の各号に掲げる学校の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。

市町村の設置する幼稚園 都道府県の教育委員会

(学校法第4条)

2. 市町村の設置する幼稚園の分校の設置及び廃止は、都道府県教育委員会の認可を受けなければならない。

(学校法施行令第23条第9号)

3. 学校の設置についての認可の申請は、認可申請書に、目的、名称、位置、学則、経費及び維持方法、開設の時期を記載した書類及び校地校舎等の図面を添えてしなければならない。

(学校法施規第3条)

4. 幼稚園の名称変更、位置変更、学則の変更は、届出事項である。

(学校法施行令第26条)

5. 学校教育法第4条の規定に基づく公立幼稚園の設置認可の適正を期するため、公立幼稚園設置認可審査会を設置する。審査会は、県教育委員会事務局に置き、市町村から提出された設置認可申請書に基づき、その認可条件について審査する。

(岐阜県公立幼稚園設置認可審査会要綱)

## □ 参考

- (1) 幼稚園の設備、編制その他設置に関する事項は、「幼稚園設置基準」の定めるところによる。

(学校法施規第74条)

- (2) 幼稚園の毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週を下ってはならない。

(学校法施規第75条)

- (3) 幼稚園の教育課程は、文部科学大臣が公示する幼稚園教育要領によるものとする。

(学校法施規第76条)

- (4) 幼稚園に入園できる者は、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。

(学校法第80条)

- (5) 学年は、4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(学校法施規第77条)

- (6) 補助金

- ・公立学校等施設整備費補助金 (教育財務課関係)
- ・幼稚園就園奨励費補助金 (教育財務課関係) 等がある。

※留意事項 設置認可の申請については、別添「標準処理期間」を考慮すること。